

お墓の設置、経営には市長の許可が必要です!

～宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例が施行されました～

宜野湾市内において墓地を設置(経営)する方は、宜野湾市長の許可を受ける必要があります。必要書類をそろえて、宜野湾市役所環境対策課へ申請してください。また、条例には事前協議の規定があり、許可が下りるまでに長期間を要する場合があります。事前に環境対策課へご相談ください。

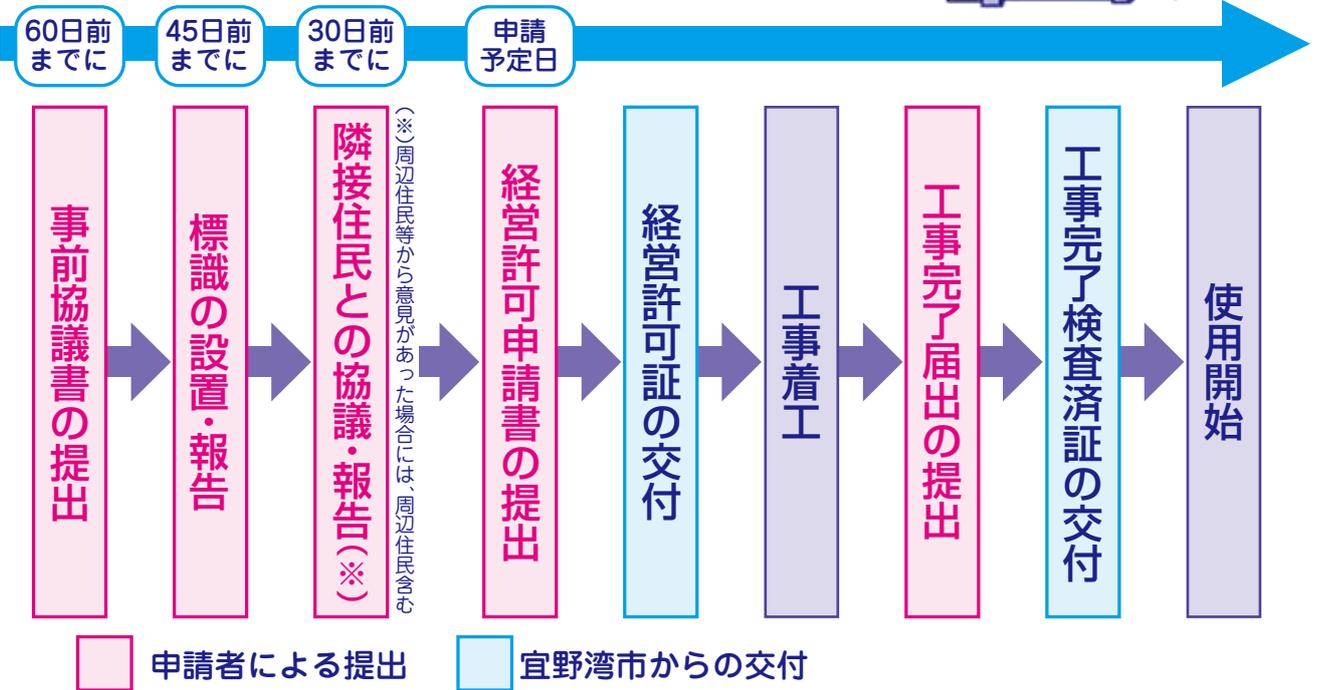
無許可で墓地を設置した場合は、墓地埋葬法第20条の規定により、懲役または罰金に処されることや市条例第22条の規定により氏名等を公表することになります。

法律、条例に従い適正な申請をお願いします。



申請の流れ(個人墓地)

申請予定日の…



※法人墓地(霊園等)を設置、経営する際は、別途手続きが必要です。

※周辺住民等とは、墓地区域から100m以内にある建物の所有者、管理者、居住者をさします。

～個人墓地の経営許可申請にあたっての注意点～

(1) 以下の場所では、個人墓地の設置はできません。土地の購入を検討している方は、事前に環境対策課までご相談ください。

- ① 土地区画整理事業地区(地区内で墓地の位置づけをされている街区・画地は除く)
- ② 急傾斜地崩壊危険区域

(2) 地目上の「墓地」と、墓地埋葬法の許可を受けた「墓地」とは別です。土地の地目が「墓地」だからといって、無許可で墓地(墳墓)を設置することはできません。

(3) 以前から立っている墓の建て替え(増改築含む)でも、新設として経営許可申請が必要です(軽微な補修の場合には必要ありません)。

(4) 墓地の設置場所は、申請者が所有し、抵当権が存しない土地に限ります。

許可が下りるまでに長期間を要することもあります。墓地の設置を検討している方は、お早めにご相談ください。



問合せ：環境対策課 ☎893-4411 内線451・457